

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会
理事会運営規程

(総則)

第 1 条 この規程は、定款第 41 条に基づき、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」という。）の理事会の運営に関し必要な事項を定める。

(組織等)

第 2 条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 監事は理事会に出席して、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。

3 理事の委任を受けた者は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第 3 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、年 1 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 定款第 25 条第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 4 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第5条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第6条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第7条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第8条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第9条 理事会の議事については、法令の定めるところにより次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事現在数
- (3) 出席理事数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) その他法令で定める事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事経過等の報告)

第10条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、会議に配布した資料及び議事の経過並びにその結果を遅滞なく報告しなければならない。

(権 限)

第11条 理事会は、法令又は定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事の取引の承認)

第 12 条 理事が定款第 29 条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第 13 条 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 3 理事が前条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会の報告しなければならない。

(規程の変更)

第 14 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 25 日から施行する。